

関東実業団剣道連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は関東実業団剣道連盟と称する。

(目 的)

第2条 本連盟は剣道を通じて産業人の人格と、体位の向上および相互の親睦をはかり、もって我が国の産業振興に寄与すること目的とする。

(所在地)

第3条 本連盟の所在地は、東京都台東区浅草7丁目1番7号、宇賀神ビル内におく。

(事業)

第4条 本連盟は、その目的達成のため下記の事業を行う。

1. 関東実業団剣道大会
2. その他必要と認めた事項

第2章 会 員

(資 格)

第5条 本連盟の会員は関東地区に住所を有する企業又は企業の事務所

規 約

関東実業団剣道連盟

に属する剣道部とする。

(入 会)

第6条 第5条に定める資格を有するものが入会しようとするときは、理事会の承認を要する。

(会 費)

第7条 本連盟の加盟団体は、別に定めるところにより毎年4月にその年度の会費を納入しなければならない。

(会員の権利)

第8条 本連盟の会員は会員総会に出席して議事に参加し、また本連盟の各種行事に参加することができる。

第3章 役 員

(資 格)

第9条 本連盟に次の役員をおき、名誉職とする。

会 長	1名	副会長	若干名
理事長	1名	理 事	若干名
監 事	2名		

(会長、副会長)

第10条 会長は、本連盟を統理する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

会長、副会長は、理事会で推挙する。

(相談役、顧問)

第11条 本連盟の役員であった者に対し、理事会の決議により相談役、顧問の称号を贈ることができる。

会長は重要事項につき相談役、顧問に諮問することができる。

(諮問委員会)

第12条 会長は会務の運営上必要と認めた場合は、重要事項につき会長の諮問に応える会務運営諮問委員会を設置することができる。

会務運営諮問委員会の委員は、諮問内容におうじ都度役員並びに相談役、顧問の中から会長が任命する。

(理事長)

第13条 理事長は、会務全般を主宰する。

理事長は、理事の中より会長これを指名する。

(理 事)

第14条 理事は、理事会を構成し重要会務を審議する。

会長は会務の運営上必要と認めた場合は、理事長の推挙に基づき

特定の理事に特定の会務を担当させ、理事長を輔けて会務の運営に当たらせることができる。

(監 事)

第15条 監事は、本連盟の経理を監査する。

(理事、監事の選出)

第16条 理事および監事は会員総会において選出する。

(任 期)

第17条 役員ならびに相談役、顧問の任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会議の区分)

第18条 本連盟の議決機関としての会議は、会員総会および理事会とする。

(会員総会)

第19条 会員総会は、本連盟の最高議決機関であって年1回会長がこれを召集する。

ただし必要ある場合会長は臨時にこれを召集することができる。

会長は会員総会の議長となる。

(会員総会の権限)

第20条 会員総会は、次の権限を有する。

1. 理事、監事を選出すること。
2. 会務の報告を受けること。
3. 決算を審議すること。
4. 会費その他会員の負担を決定すること。
5. 本規約の改廃を議決すること。

(会員総会の議決)

第21条 会員総会は会員の過半数の出席によって成立する。ただし、出席する他の会員に委任した者は出席とみなす。

会員総会の決議は出席者の多数決による。

(理事会)

第22条 理事会は、本規約に定めたる権限を行うほか、会務の運営の全般につき協議する。

会長または理事長は、必要により随時理事会を召集する。

理事長は理事会の議長となる。

(理事会の議決)

第23条 理事会の議決については規約第21条を準用する。

理事長は、文書によって各理事に諮る事により、理事会の召集を省略することができる。

第5章 経 理

(収 入)

第24条 本連盟の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

会費の変更は理事会の提案に基づき会員総会において決定する。

(会計年度)

第25条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

(規約の変更)

第26条 この規約の変更は理事会の提案にもとづき、会員総会において決定する。

(会員の失格)

第27条 会員が2年以上会費の納入を怠り、または会員たるの名誉をき損したときは、理事会の決議により会員の資格を取り消すことができる。

前項の決議は会員総会に報告を要する。

以 上

昭和33年 9月20日 施行

昭和39年11月 7日 改正

昭和50年 9月13日 改正

平成 5年 9月 4日 改正

平成 9年 6月20日 改正

平成24年 5月25日 改正